

【旧】

○習志野市建設工事検査実施要綱

昭和44年10月2日訓令甲第5号
改正 昭和46年6月25日
昭和49年4月24日訓令第8号
昭和52年3月31日訓令第4号
昭和55年4月1日訓令第6号
昭和56年3月26日訓令第2号
昭和59年3月31日訓令第2号
昭和63年3月31日訓令第2号
平成3年9月30日訓令第10号
平成14年3月29日訓令第3号
平成14年9月27日訓令第8号
平成17年4月14日訓令第10号
平成21年3月31日訓令第8号
平成24年3月30日訓令第9号

(目的)

第1条 この要綱は、法令等に特別の定めがあるもののほか、市が施行する建設工事の検査について必要な事項を定め、もつて工事の適正、かつ、能率的な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木工事(道路、河川、街路、公園施設、および下水道に関する工事)および建築工事(建築物および建築附帯設備等に関する工事)をいう。
- (2) 中間検査 工事施行の途中において行なう検査をいう。
- (3) 出来形検査 工事の一部が完成した場合において、その完成部分について、工事費用の部分払いをしようとするときに行なう検査をいう。
- (4) 完成検査 工事の全部が完成した場合において行なう検査をいう。

(検査員)

第3条 第1条の目的を達成するため、工事検査員(以下「検査員」という。)を置く。

2 検査員は、市長が任命する者をもつて充てる。

(昭63訓令2・平3訓令10・平17訓令10・一部改正)

(所掌事務)

第4条 工事検査担当課長は、次の各号に掲げる検査を実施する。

- (1) 建設工事の完成又は出来形検査
- (2) 建設工事の中間検査

【新】

○習志野市建設工事検査実施要綱

昭和44年10月2日訓令甲第5号
改正 昭和46年6月25日
昭和49年4月24日訓令第8号
昭和52年3月31日訓令第4号
昭和55年4月1日訓令第6号
昭和56年3月26日訓令第2号
昭和59年3月31日訓令第2号
昭和63年3月31日訓令第2号
平成3年9月30日訓令第10号
平成14年3月29日訓令第3号
平成14年9月27日訓令第8号
平成17年4月14日訓令第10号
平成21年3月31日訓令第8号
平成24年3月30日訓令第9号
令和4年12月21日訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、法令等に特別の定めがあるもののほか、市が施行する建設工事の検査について必要な事項を定め、もつて工事の適正、かつ、能率的な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木工事(道路、河川、街路、公園施設および下水道に関する工事)および建築工事(建築物および建築附帯設備等に関する工事)をいう。
- (2) 中間検査 工事施行の途中において行なう検査をいう。
- (3) 出来形検査 工事の一部が完成した場合において、その完成部分について、工事費用の部分払いをしようとするときに行なう検査をいう。
- (4) 完成検査 工事の全部が完成した場合において行なう検査をいう。

(検査員)

第3条 第1条の目的を達成するため、工事検査員(以下「検査員」という。)を置く。

2 検査員は、市長が任命する者をもつて充てる。

(昭63訓令2・平3訓令10・平17訓令10・一部改正)

(所掌事務)

第4条 工事検査担当課長は、次の各号に掲げる検査を実施する。

- (1) 建設工事の完成又は出来形検査
- (2) 建設工事の中間検査

【旧】

(3) その他、特に市長が命じた事項

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(完成、出来形通知)

第5条 習志野市行政組織規則(昭和59年規則第5号)第4条に定める課の長、教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)第9条に定める課の長、消防本部組織規則(昭和42年規則第4号)第3条に定める課の長及び行政委員会の事務局の長(以下「担当課長」という。)は、工事の完成又は当該工事の契約の内容によつて部分払いを行うとき(以下「出来形」という。)は、工事完成(出来形)通知書(別記第1号様式)を工事検査担当課長に提出しなければならない。ただし、市が施工する直営工事については、この限りでない。

2 工事検査担当課長は、前項の規定にかかわらず、建設工事の途中において随時中間検査をすることができる。

(昭52訓令4・全改、昭55訓令6・昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平24訓令9・一部改正)

(検査)

第5条の2 工事検査担当課長は、前条に規定する工事完成(出来形)通知書を受領したときは、その日から14日以内に当該工事に係る検査をしなければならない。

(昭52訓令4・追加、昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(検査方法)

第6条 建設工事の検査は、契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づいて工事の実施状況、出来形、および品質を検査し、その適否を判定するものとする。

2 工事の出来形および品質の検査は、現地で実施するものとし、位置、出来形、寸法、品質および出来栄えについて設計図書、および仕様書と対比しておこなうものとする。この場合、土木工事については市長が別に定める土木工事検査技術基準、出来形検査基準および品質検査基準に基づいて実施するものとする。

(検査の認定)

第7条 工事検査担当課長は、地下、水中、その他仕上内部面等外部から検査を行ない難い部分については、建設工事担当課長が命じた監督員の証明、及び出来形図、写真等の記録により、これを認定することができる。

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(破壊検査)

第8条 工事検査担当課長は、検査において必要があると認めるときは、その必要の程度をこえない範囲で、その一部を破壊し、分解し、又は試験して検査することができる。

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

【新】

(3) その他、特に市長が命じた事項

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(完成、出来形通知)

第5条 習志野市行政組織規則(昭和59年規則第5号)第4条に定める課の長、教育委員会行政組織規則(昭和47年教育委員会規則第11号)第9条に定める課の長、消防本部組織規則(昭和42年規則第4号)第3条に定める課の長及び行政委員会の事務局の長(以下「担当課長」という。)は、**工事が完成したとき又は工事に係る契約に基づき部分払いを行うときは、当該工事の受注者が市長に提出した工事完成通知書/工事出来形部分確認請求書(別記第1号様式。以下「通知書兼請求書」という。)**に必要事項を記載し、工事検査担当課長に提出しなければならない。ただし、市が施工する直営工事については、この限りでない。

2 工事検査担当課長は、前項の規定にかかわらず、建設工事の途中において随時中間検査をすることができる。

(昭52訓令4・全改、昭55訓令6・昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平24訓令9・令4訓令〇・一部改正)

(検査)

第5条の2 工事検査担当課長は、**通知書兼請求書**を受領したときは、その日から14日以内に当該工事に係る検査をしなければならない。

(昭52訓令4・追加、昭63訓令2・平3訓令10・令4訓令〇・一部改正)

(検査方法)

第6条 建設工事の検査は、契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づいて工事の実施状況、出来形および品質を検査し、その適否を判定するものとする。

2 工事の出来形および品質の検査は、現地で実施するものとし、位置、出来形、寸法、品質および出来栄えについて、設計図書および仕様書と対比しておこなうものとする。この場合、土木工事については市長が別に定める土木工事検査技術基準、出来形検査基準および品質検査基準に基づいて実施するものとする。

(検査の認定)

第7条 工事検査担当課長は、地下、水中、その他仕上内部面等外部から検査を行ない難い部分については、建設工事担当課長が命じた監督員の証明、及び出来形図、写真等の記録により、これを認定することができる。

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(破壊検査)

第8条 工事検査担当課長は、検査において必要があると認めるときは、その必要の程度をこえない範囲で、その一部を破壊し、分解し、又は試験して検査することができる。

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(工事の手直し命令等)

第9条 工事検査担当課長は、工事の検査の結果、その出来形が工事関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書(別記第2号様式)により直ちに相当の期日を指定し、補修又は改造を命じなければならない。

2 前項の手直しが極めて重大であり、かつ、その処置に急施を要するものと認められるものについては、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(完了届)

第10条 担当課長は、手直し工事が完了したときは、完了届を工事検査担当課長に提出しなければならない。

2 工事検査担当課長は、手直し工事完了届を受領したときは、すみやかに当該手直し工事について検査をおこなうものとする。

(昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(報告)

第11条 工事検査担当課長は、工事の完成または出来形の認定をしたときは、完成(出来形)検査調書(別記第3号様式)を作成し、工事検査担当部長に報告しなければならない。

(昭49訓令8・昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・一部改正)

(補則)

第12条 この要綱に特別に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月25日)

この要綱は、昭和46年5月10日から適用する。

附 則(昭和49年4月24日訓令第8号)

この訓令は、公示の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月31日訓令第4号)

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この訓令施行前にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づき作成した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間使用することができる。

附 則(昭和55年4月1日訓令第6号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日訓令第2号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日訓令第2号)

(工事の手直し命令等)

第9条 工事検査担当課長は、工事の検査の結果、その出来形が工事関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書(別記第2号様式)により直ちに相当の期日を指定し、補修又は改造を命じなければならない。

2 前項の手直しが極めて重大であり、かつ、その処置に急施を要するものと認められるものについては、直ちに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(昭63訓令2・平3訓令10¹・一部改正)

(手直し工事の完了)

第10条 担当課長は、手直し工事が完了したときは、**手直し工事完了届(別記第3号様式)**を工事検査担当課長に提出しなければならない。

2 工事検査担当課長は、手直し工事完了届を受領したときは、**速やかに**当該手直し工事について検査を行うものとする。

(昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・令4訓令〇・一部改正)

(報告)

第11条 工事検査担当課長は、工事の完成**若しくは**出来形**又は手直し工事の確認**をしたときは、**工事(完成・出来形)・手直し工事検査結果通知書検査結果通知書(別記第4号様式)**を作成し、**受注者に通知するとともに**、工事検査担当部長に報告しなければならない。

(昭49訓令8・昭59訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・令4訓令〇・一部改正)

(補則)

第12条 この要綱に特別に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月25日)

この要綱は、昭和46年5月10日から適用する。

附 則(昭和49年4月24日訓令第8号)

この訓令は、公示の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年3月31日訓令第4号)

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この訓令施行前にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づき作成した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間使用することができる。

附 則(昭和55年4月1日訓令第6号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日訓令第2号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日訓令第2号)

【旧】

この訓令は、習志野市行政組織規則(昭和59年規則第5号)の施行の日(昭和59年4月1日)から施行する。

附 則(昭和63年3月31日訓令第2号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月30日訓令第10号)

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この訓令の施行日前に、この訓令による改正前のそれぞれの訓令により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後においても当分の間所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則(平成14年9月27日訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前日にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定により作成された用紙については、この訓令の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成17年4月14日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の習志野市建設工事検査実施要綱により作成された帳票については、この告示の施行日以後においても当分の間、使用し、又は、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成24年3月30日訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前日に、この訓令による改正前の習志野市建設工事検査実施要綱により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

【新】

この訓令は、習志野市行政組織規則(昭和59年規則第5号)の施行の日(昭和59年4月1日)から施行する。

附 則(昭和63年3月31日訓令第2号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月30日訓令第10号)

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この訓令の施行日前に、この訓令による改正前のそれぞれの訓令により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後においても当分の間所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則(平成14年9月27日訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前日にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定により作成された用紙については、この訓令の施行の日以後においても、当分の間、使用し又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成17年4月14日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の習志野市建設工事検査実施要綱により作成された帳票については、この告示の施行日以後においても当分の間、使用し、又は、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成24年3月30日訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前日に、この訓令による改正前の習志野市建設工事検査実施要綱により作成された帳票については、この訓令の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

【旧】

【新】

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日前に、改正前の習志野市建設工事検査実施要綱の規定により作成された用紙については、この訓令の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

【旧】

別記第1号様式(第5条第1項)

工事完成通知書
工事出来形部分確認請求書

習志野市長 宛て

年 月 日

請負者 所在又は住所
商号又は名称 印
代表者

年 月 日付け契約に係る下記工事は、年 月 日をもって(完成・出来形)となりましたので、これを確認する検査をお願いしたく、建設工事請負契約約款(第32条第1項・第38条第2項)の規定により通知します。

記

工事名			
工事場所			
契約着工年月日	年 月 日	契約完成年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日	完成出来形年月日	年 月 日
請負代金額	円	出来高額	円
受領済額(年月日)	年 月 日 円	出来高率	%
	年 月 日 円		
	年 月 日 円		
今回の請求額	円	出来高払金 限度額の算出	

部	長	次	長	課	長	係	長	係

上記のとおり建設工事の(完成・出来高)を確認したので検査をお願いします。

年 月 日

課長 様

部 課長 印

注 「完成(出来形)」は該当文字を○で囲むこと。

【新】

別記
第1号様式(第5条第1項)

年 月 日

工事完成通知書
工事出来形部分確認請求書

習志野市長

宛て

受注者 所在・住所
商号・名称
代表者

印

年 月 日付け契約に係る下記工事は、年 月 日をもって(完成・出来形)となりましたので、これを確認する検査をお願いしたく、建設工事請負契約約款(第32条第1項・第38条第2項)の規定により(通知・請求)します。

記

工事名			
工事場所			
契約着工年月日	年 月 日	契約完成年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日	完成出来形年月日	年 月 日
請負代金額	円	出来高額	円
受領済額(年月日)	年 月 日 円	出来高率	%
	年 月 日 円		
	年 月 日 円		
	年 月 日 円		
今回の請求額	円	出来高払金 限度額の算出	

上記のとおり建設工事の(完成・出来形)を確認したので、検査をお願いします。

年 月 日

課長 宛て

部 課長 印

注 「(完成・出来形)」及び「(通知・請求)」については、該当するものを○で囲むこと。

【旧】

第2号様式(第9条第1項)

手直し工事指示書

				第	年	月	号	日
部 課長 様						課長 印		
次のとおり手直し工事を指示します。								
工事番号								
工事名								
工事場所								
請負者	所在又は住所							
	商号又は名称 代表者							
手直し工事指示 年 月 日		年 月 日	手直し工事期限	年 月 日				
手直し 工事指示 事項							
							
							
							

部	長	次	長	課	長	係	長	係
年 月 日付け 第 号で指示のあつた事項については、年 月 日に手直し工事が完了したのでお届けします。								
年 月 日								
課長 様							部 課長 印	

【新】

第2号様式(第9条第1項)

手直し工事指示書

				第	年	月	号	日
部		課長		宛て				
				課長		印		
年 月 日に検査した結果、下記のとおり手直しを必要とするので、 習志野市建設工事検査実施要綱第9条第1項に基づき補修又は改造を指示します。								
記								
工事番号								
工事名								
工事場所								
契約着工年月日		年 月 日	契約完成年月日	年 月 日				
請負代金額								
受注者	所在又は住所							
	商号又は名称 代表者							
手直し工事期限		年 月 日						
手直し 工事指示 事項							
							
							
							
備考								

【旧】

第3号様式(第11条)

工事完成検査調書
出来形

様		第 号	
		年 月 日	
		課長 印	
工事の完成について		本検査を	
出来形		手直し工事検査	
に実施した結果下記のとおり		完成	
		出来形を認める。	
工事番号			
工事名			
工事場所			
請負金額	円	出来高額	円
既支払済額	円	出来高率	%
出来高割合及び 出来高払金等算 定基礎			
請求額	円	今回支払可能額	円
工期	完成・出来形 年月日	年 月 日	契約完成 年月日
請負者	所在又は住所		
	商号又は 名称代表者		
立会人	課 氏 名		
検査概要			
指示事項			
	検査員	印	

注「完成(出来形)」、「本検査(手直し工事検査)」は該当文字を○で囲むこと。

【新】

第3号様式(第10条第1項)

手直し工事完了届

		年 月 日
課長		宛て
		課長 印
下記のとおり手直し工事が完了したので、習志野市建設工事検査実施要綱第10条第1項に基づき届け出ます。		
記		
工事番号		
工事名		
工事場所		
受注者	所在又は住所	
	商号又は名称 代表者	
手直し工事期限	年 月 日	
手直し工事完了日	年 月 日	
手直し工事指示事項	-----	

備考		

【旧】

【新】

第4号様式(第11条)

工事(完成・出来形)・手直し工事検査結果通知書

				第	年	月	日	号
様								印
				課長				
下記工事の完成 出来形				について		本検査 手直し工事検査		を
				年		月		日に
実施した結果、下記のとおり(完成・出来形)を確認したので通知します。								
工事番号								
工事名								
工事場所								
請負代金額		円	出来高額		円			
既支払済額		円	出来高率		%			
出来高割合及び 出来高払金等 算定基礎								
請求額		円	今回支払可能額		円			
工期		完成・出来形 年月日	年		月		日	契約完成 年月日
受注者	所在又は住所							
	商号又は名称 代表者							
立会人		所属	課	氏名				
検査概要 指示事項								
		検査員						
		印						

注 「(完成・出来形)」、「本検査・手直し工事検査」は該当するものを○で囲むこと。

【旧】

別記第1号様式（第5条第1項）

（昭52訓令4・全改、昭56訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平14訓令3・平14訓令8・平21訓令8・平24訓令9・一部改正）

第2号様式（第9条第1項）

（昭52訓令4・全改、昭56訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平14訓令3・平21訓令8・平24訓令9・一部改正）

第3号様式（第11条）

（平24訓令9・全改）

【新】

別記第1号様式（第5条第1項）

（昭52訓令4・全改、昭56訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平14訓令3・平14訓令8・平21訓令8・平24訓令9・令4訓令〇・一部改正）

第2号様式（第9条第1項）

（昭52訓令4・全改、昭56訓令2・昭63訓令2・平3訓令10・平14訓令3・平21訓令8・平24訓令9・令4訓令〇・一部改正）

第3号様式（第10条第1項）

（平24訓令9・全改・令4訓令〇・一部改正）

第4号様式（第11条）

（令4訓令〇・全改）